

議案第 3 号

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の制定に伴い、本市が保有する特定個人情報について適正な取扱いを確保するとともに、開示、訂正及び利用の停止等を実施するために必要な措置を講ずるため、君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 君津市個人情報保護条例（平成 9 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「行政文書をいう。」の次に「第 7 号及び」を加え、同条に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第 8 条各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を、「事務の目的」の次に「（次条において「取扱目的」という。）」を加える。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第 8 条の 2 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第 8 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は委任による代理人。次条第2項及び第15条第2号において同じ。）」を加える。

第22条第1項第1号中「収集されたとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第8条」の次に「若しくは第8条の2」を加え、同項第3号中「第8条」の次に「、第8条の3」を加える。

第34条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第2条 君津市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第7号」を「第8号」に改め、同条第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第8条中「次条」の次に「及び第8条の3」を加える。

第8条の2第2項本文中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第8条の3 実施機関は、取扱目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

第21条の2中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、前項に規定する訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第21条の3第1項中「前条第1項及び第2項」を「前条第1項及び第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同項第 3 号中「第 8 条の 3」を「第 8 条の 4」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

君津市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 省略 (3) 保有個人情報 実施機関の職員等（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。<u>第7号及び第18条の5において同じ。</u>）に記録されているものに限る。 (4)～(5) 省略 <u>(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> <u>(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員等が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</u> (保有個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）を第6条第1項に規定する個人情報を取り	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 省略 (3) 保有個人情報 実施機関の職員等（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。<u>第18条の5において同じ。</u>）に記録されているものに限る。 (4)～(5) 省略 (保有個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、保有個人情報_____を第6条第1項に規定する個人情報を取り

扱う事務の目的（次条において「取扱目的」という。）以外の目的のために当該実施機関内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 省略

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

（開示請求権）

第13条 省略

2 本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は委任による代理人。次条第2項及び第15条第2号において同じ。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（利用停止請求権）

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定め

扱う事務の目的_____以外の目的のために当該実施機関内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 省略

（開示請求権）

第13条 省略

2 本人の法定代理人_____
_____は、本人に代わって開示請求をすることができる。

（利用停止請求権）

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定め

る利用停止（保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(1) 第7条各項の規定に違反して収集されたとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の消去

(2) 第8条若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき又は第10条第1項の規定に違反して取り扱われているとき
当該保有個人情報の利用の停止

(3) 第8条、第8条の3、第9条又は第10条第2項若しくは第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 省略

（他の制度との調整）

第34条 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正又は利用停止についての手続が他の法令等に定められているときは、その定めるところによる。

2 省略

第2条による改正

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

る利用停止（保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(1) 第7条各項の規定に違反して収集されたとき _____

_____ 当該保有個人情報の消去

(2) 第8条 _____ の規定に違反して利用されているとき又は第10条第1項の規定に違反して取り扱われているとき
当該保有個人情報の利用の停止

(3) 第8条 _____、第9条又は第10条第2項若しくは第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 省略

（他の制度との調整）

第34条 保有個人情報 _____ の開示、訂正又は利用停止についての手続が他の法令等に定められているときは、その定めるところによる。

2 省略

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) 省略

(3) 保有個人情報 実施機関の職員等（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。第8号及び第18条の5において同じ。）に記録されているものに限る。

(4)～(6) 省略

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

(8) 省略

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第6条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務の目的（次条及び第8条の3において「取扱目的」という。）以外の目的のために当該実施機関内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 省略

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 省略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目

(1)～(2) 省略

(3) 保有個人情報 実施機関の職員等（議会にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員等が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。第7号及び第18条の5において同じ。）に記録されているものに限る。

(4)～(6) 省略

(7) 省略

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第6条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務の目的（次条_____において「取扱目的」という。）以外の目的のために当該実施機関内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 省略

（保有特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 省略

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目

的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱い目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第8条の3 実施機関は、取扱い目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の4 省略

（訂正請求に対する措置）

第21条の2 省略

2 実施機関は、前項に規定する訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

3 省略

4 省略

（訂正決定等の期限）

第21条の3 前条第1項及び第3項の決定並びに同条第4項において準用する第18条の2第5項の拒否（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期

的のために保有特定個人情報_____を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取扱い目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 省略

（訂正請求に対する措置）

第21条の2 省略

2 省略

3 省略

（訂正決定等の期限）

第21条の3 前条第1項及び第2項の決定並びに同条第3項において準用する第18条の2第5項の拒否（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期

間に算入しない。

2 省略

(利用停止請求権)

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める利用停止(保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(1)～(2) 省略

(3) 第8条、第8条の4、第9条又は第10条第2項若しくは第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 省略

間に算入しない。

2 省略

(利用停止請求権)

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報_____が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める利用停止(保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(1)～(2) 省略

(3) 第8条、第8条の3、第9条又は第10条第2項若しくは第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 省略